

平成 30 年度第 2 回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：平成 30 年（2018 年）8 月 8 日（水）

10：00～12：20

場所：消防局庁舎 3 階消防第 2・第 3 会議室

【出席委員】志村委員、手塚委員、安部委員、工藤委員、竹永委員、渡邊委員

【欠席委員】安藤委員、小倉委員、神田委員、田中委員

【事務局】市民部 濱野部長、小澤課長、櫻井係長、里吉主任、柿沼主任、安陪

【傍聴者】1 名

<配付資料>

- 資料 1－1 市民公益活動ポイント制度の今後の方向性について
- 資料 1－2 市民公益活動ポイント制度の実施状況について
- 資料 1－3 市民公益活動ポイント制度 裏面アンケート検証結果について
- 資料 2－1 市民協働推進補助金 審査申込書類の変更点について
- 資料 2－2 市民協働推進補助金 補助対象経費の変更点について
- 参考資料 市民協働推進補助金 平成 30 年度事業提案募集のご案内
- 参考資料 補助金交付事業 活動ふりかえりシート（記入例）
- 参考資料 市民公益活動に対する補助金制度の補助対象経費 他自治体の状況

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。（委員 10 名中、6 名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

2 諮 問

濱野部長より志村委員長に諮問書「地方税法の寄付金控除に係る特定非営利活動法人の指定について」を手交。

NPO 法人条例指定審査専門部会へ審査を付託。

3 審議事項

（1）市民公益活動ポイント制度の今後の方向性について

事務局 （資料 1－1、1－2 及び 1－3 を説明。）

委員 ポイント券の有効期限はあるのか。

事務局 有効期限は 2 年間となっている。

委員 今年も配っているのであれば、結果如何に関わらず来年度までは使えるということか。

事務局
委員 その通り。
ポイント券がもらえる活動等の情報はホームページに掲載されているが、一覧にまとめたものなどの掲示はあるのか。

事務局 団体の連絡先等をまとめた冊子を作成しており、市民生活課及び市民活動サポートセンターに配架している。

委員
事務局 ポスターのような掲示物はないのか。
ポイント券が使える施設には、ここでポイント券が使用できる旨のポスターを掲示している。

委員
事務局 ポイント券の配付活動についてはどうか。
ポスターは用意していない。制度周知のためのチラシは各行政センター等にも配架している。

委員
事務局 広報紙には掲載しているのか。
掲載している。

委員
事務局 ポイント券の配布枚数と寄附換金枚数が同数の団体があり、本来の制度趣旨が団体に理解されていない懸念がある。逗子市の「Zen」では、市民交流センターへ連番で持ち込まれた場合には市へ連絡することで、当該団体に注意できるようにしている。

委員
事務局 横須賀市のポイント券にも通し番号が入っているのであれば、抜き打ちで確認する前にある程度まとめて使う団体等は確認できるのではないのか。
連番使用を確認した場合、その後はどのような対応をしているのか。

委員
事務局 市から団体あてに状況確認を行っているようである。
個人情報観点から活動参加者の名簿が作成できないという事は理解するが、片仮名で姓のみの記載にするとか、個人情報に当たらない範囲で取得することはできないか。本人の筆跡で書いたものを残しておくだけでも意味がある。

事務局 参加団体が作成した配布者名簿を提出させることは、個人情報の第三者からの提供になってしまうため、名簿記載者へ提供の可否についての意思確認が必要となる。

委員 名簿の欄外に収集目的を記載し、それに了承のうえで記載してもらえば可能ではないか。方法については検討してみてもどうか。

委員 ポイント券の配布枚数と寄附換金枚数が同数である団体があるということは、その団体に交付したポイントが寄附金として団体に還流している可能性があり、制度の趣旨に全く合致していない。同じ公益活動を行っている町内会や自治会活動にはポイント制度はないが、市から補助金が出ている。補助金には実績報告が義務付けられていることから、補助金の方が公明正大な運用ができると思うので、市民協働推進補助金で対応できるならそちらで対応してはどうか。

事務局
委員 ポイント券についても活動実績報告書の提出を求めている。
個人の参加を促すという結果には結びついていないのでは。ポイント制度に充てている予算を補助金として運用するなど、個人の参加を促すための別の方策を考えた方が良いのでは。

委員 ポイント券として配布してしまうのではなく、シールを貼る等、やり方によっては団体への還流をさせないように運用することもできるはず。
券を配っているということが、問題になっているので、一度インターバルを設けて団体側の意見も聞きつつ仕組みを見直してもよいのではないのか。

委員長 団体が間に入ることでこのような問題が生じてしまうが、事務的な面で団体を挟まない運用しづらいのが実態である。

委員 実証実験の段階から制度設計に関わった立場として、ここに至るまでにいろいろな議論を経ていることはよく覚えている。もともとの目的は、市民公益活動へ一人でも多くの参加を促すことを目的として制度ができた。案2で示されている補助金制度の充実というのも必要であるが、ポイント制度のできた趣旨か

ら考えると少し外れてしまっているのではないかと思う。ポイント制度は市民活動への理解の推進が主な目的であるので、新たな制度を作るにしても、それを軸に考えていくべきだと思う。

委員長

平成 26 年度の答申の中で、概ね 5 年程度を一区切りとするとしていることから、中途半端な時期に中止にしてしまった場合に説明が付きづらい。今年度で廃止した場合、平成 31 年度からの新たな施策を考えるには時間がなく厳しいのではないかということも含めて、平成 31 年度は継続しながらその先を見据えつつ検討していくのがよいのではないか。

委員

前市長が若い人の参加を促し、市民活動の裾野を広げようということで始まったのがポイント制度の発端であった。団体を中心に考えると補助金制度へシフトすることでよいかもしれないが、本来の目的であった参加者側への啓発ということを忘れないようにしなければならない。それぞれの両輪を動かしていくためにどうしたらよいかという視点を持つことが必要である。

活動参加者を増やしたいという目的と比べて、現状からみて効果はどうか。活動参加者というよりは団体の励みやきっかけになっている部分が多いように感じる。団体には補助金制度があれば対応できるという解釈ならば廃止してもよいのでは。

委員長

自分でも市民活動を行っているが、参加者を増やすのは労力を要し、特に広報の面での弱さを感じることがある。団体がどのような活動をしているのかを広く市民に周知することが必要であり、そのための手助けをしていくことも重要ではないか。廃止した分の予算で補助金を拡充させるのも一つではあるが、その分活動団体の連携や周知につながる別の制度を考えるのも手だと思う。

委員

こういった制度というのは行政側が作るというよりは市民団体側が知恵を絞って意見を出し合いながら構築したうえで、審議会に提案され審議していくべき案件であるともいえる。そうとはいえ、市民活動の促進という市の指針からも行政としても考えていくことは重要である。

事務局

概ね 5 年で見直すという当初の方針から考えると、時期的には微妙な時期である。1 年くらい検証に時間をかけてもいいのではないか。

委員長

寄附受領団体が減っている理由はなにか。

委員

登録を継続しなかった団体に理由を求めているため不明である。

事務局

団体の申請は毎年度行っている。団体の活動計画によって申請の有無が変わるので流動的になるのでは。

委員

団体の活動エリアはどのようなものを想定しているのか。町内会・自治会、連合町内会、地域運営協議会と重複する部分もあるのでは。

事務局

町内会・自治会など地縁団体の活動や、団体が市外で行う活動は対象とはならない。

委員

社協では被災地支援などのボランティア活動も実施しているが、既に活動している団体があるなかで、この制度の対象は、こういったエリアの、こういった活動なのか。

委員長

市民に参加してもらいやすいように、市内で行うの活動を対象としている。団体そのものの活動範囲は市内に限定していない。

全体の割合から見ると少なかつたとしても、アンケートで「ポイント券を初めてもらった」と回答した人がいることから、きっかけになっているといえるのではないか。還流してしまう仕組みがよくないので、団体側への教育も必要。効果がある程度でているのであれば、そこの仕組みを見直してはどうか。検討できる期間がもう 1 年あるならば、団体側にも現状を説明し、活動に参加するきっかけとして有効に働く制度にするにはどうしたらよいかを考えさせるためにワークショップを行ってみる等、投げかけをしてみてもよい。

アンケートで、ポイント券を初めてもらったという回答が全体の 4% という結果は結構大きいと思う。

委員 「ポイント券をもらったのは初めてですか」という聞き方をしているので、それ以前から活動していたが、ポイント券をもらったのははじめて、という人もいるのではないか。

委員長 アンケート結果から「励み」の視点では成果が出ていることがわかるので、ある程度の役割は果たしているとも考えられる。
金券として利用できる以上、アンケートへの回答を義務化してもよいと思う。回答しやすくすることも大事だが、制度の効果や活動の実態を知るために有効なので、協力してもらうことが必要である。検証するためのデータを取っておくためにも、「いいえ」の場合、もらった回数まで書いてもらっても良いと思う。還流させているのは団体側の責任感の問題であり、参加者の機会を奪うのは趣旨に反してしまう。還流させている可能性のありそうな団体には警告等が必要。あくまでも配布を団体に委託しているという認識にしておく必要がある。
参加者の裾野を広げるのが目的であることを配布団体に理解してもらい、理解している団体に限って委託するという形にしたほうが良い。そこが改善できて適正に運用できるようになれば制度として意義がある。そういった視点で対応が可能かどうか1年かけて検証し、それと並行して代案として新しい施策を団体の意見なども聞きながら開発する期間に充ててはどうか。

事務局 アンケートで、ポイント券をもらった回数まで記載してもらおうとすると、人によっては覚えていないことも想定される。

委員長 書ける範囲で記載してもらおうことで構わない。

委員 何も書かないで使われてしまうことを無くすことが目的。団体に趣旨を説明し、参加者に渡す時にその場で書いてもらうようお願いすることで対応できる。

事務局 団体へのポイント券の交付を市民活動サポートセンターの指定管理者に委託しているため、どの程度団体への説明が可能かすぐには答えられない。

委員長 受託者から何か声は上がっていないのか。

事務局 サポートセンターの通常業務をしながら同じ受付窓口でポイント制度業務を並行して行っているため、アルバイトスタッフなどが対応する場合、どこまで対応できるか難しいということは聞いている。
来年度はアンケートの内容をより詳しくし、かつ回答を原則義務とすることでよいか。

委員長 声が戻ってこないと状況がわからなくなってしまうことや、検証の材料とするためにも、実施しておく必要がある。

委員 参加団体向けの座談会、報告会、意見交換会などで、団体の感触をつかんでみて、その結果を判断材料にしてみてもよいのでは。実際に扱っている団体の意見を聞いてみてはどうか。

委員 活動団体に、団体への寄附に特化したアンケートを取れないか。団体に現状を知ってもらう必要もあるし、課題は見えているので今後の方針を決めておく上でも参考になる。

委員長 励みというのが、団体の励みになってしまっているという側面も考えつつ、検証結果を基に、本来の目的である活動参加者の裾野を広げるための方法を考える時間として5年という区切りまで進める。審議会の判断で廃止を決める前に主役である市民の皆さんの声を聴く必要がある。場合によっては、個人情報保護の部分に抵触しない範囲で情報の収集についても検討されたい。
利用者グループの意見を聞くこと、また、団体への交付を委託しているサポートセンターの意見を聞くことも考えつつ、新しい仕組みを作るのであれば、個人に帰属していくポイントの方が、制度としてはわかりやすいのではないか。

事務局 いただいた意見を参考にして方向性を検討する。改善すべき部分は改善して報告することとしたい。団体に対する指導方法について検討するほか、アンケ

委員長 一トについても改善を図り実施する。これまでの議論の結果を踏まえ、内容を見直しながら継続して改善を図るということで進めさせていただきたい。
事務局は議論の結果を踏まえ運用について検討されたい。

4 報告事項

(1) 市民協働補助金の変更点について

事務局 (資料2-1及び2-2を説明)

委員 審査で公開プレゼンテーションを実施する団体は申込書の記載内容をみて判断するということか。

事務局 その通り。原則、申請を締め切った段階で希望額の高い団体から概ね10団体程度とする。これに初めて応募する団体、団体からの希望なども勘案し決定することとなる。

委員 従来審査の場合、プレゼンをするのとししないのでは、判断に影響がでる。時間はかかるかもしれないが、判断基準として公開プレゼンテーションは有効だと考える。

委員長 事務局としては、審査に係る負担も考慮して提案しているのではないか。
事務局 審査側の負担の考慮もあるが、平成31年度から市民協働推進補助金とこれまで公開プレゼンのなかった特定非営利活動推進補助金の一部が統合することによる、応募団体側にとっての影響も考慮している。

委員長 補助金として交付を受けるので団体側にもある程度の負担はあっても良いのでは。

委員 補助金を申請してくる団体全体の予算規模は。
事務局 大きいところでは数千万単位もあるが、団体によって様々である。
委員 自己資金率20%以上の意味は。
事務局 例えば100万円の事業を行う場合、団体は最低でも20%の20万円を自己資金が必要となる。この場合は80万円を補助金で賄う計画となるが、補助額の上限は50万円であるため、この場合30万円追加で自己資金が必要となる。

委員 補助金の充当先と充当金額がわかるように申請書に書かせるようにしてはどうか。どこの部分に補助金が欲しいのかわかるようにしておくということは民間でも行っている。

委員長 団体が補助金をどの費用に使う予定なのかわかると審査の材料にもなる。
事務局 いただいた意見を参考にして内容については検討する。
委員長 講師謝金や備品購入については理由がわかるとよい。
事務局 備品購入については申請書に理由を記載する欄を追加している。また、単価2万円以上のものを備品とし、見積書の添付を必須にしている。謝礼については高額と思われる1人1日あたり10万円以上の場合には理由書の添付を義務付けるように変更することを考えている。

委員 国などでは1日あたり5万円としているようである。
委員長 5万円でも高価に感じる。
委員 市民団体が主催する事業の講師であることや市民公益活動促進が目的であるため、もう少し基準額を下げても良いのでは。

委員 国の場合は相当著名な方や学識者でその基準である。
事務局 謝礼を支払った証明は団体へ提出を求めているか。
委員長 領収書の提出は求めているが、その人を講師とした理由については確認していない。

委員長 チェックするという意味もあるが、その分野にはこういった講師がいるという人材のデータを把握できるという意味で、金額に関わらず講師の選定理由を提出してもらっても良いかもしれない。

委員 電話料金については法人格の有無に関わらず、代表名義で契約している団体は少ないと思われる。ウェブサイトやサーバーについても同様ではないか。実際に団体がどのような契約をしているのかは確認してみないとわからないが、契約者名を記載してもらい、その契約者が団体に関わる方であることを確認できればよいのではないかと思う。役員の名簿などは提出を求めているのか。

事務局 求めている。

委員 名簿があれば団体の関係者かどうか確認できるだろう。

委員 交通費については実費と記載があるが、お車代などは対象としては認めないのか。明記しておいたほうがよいと考える。

事務局 お車代は講師謝礼に含めるものとしたい。

委員 短期のサーバー借上料というのは最低契約期限が定められているのでは。

事務局 実態に合わせるように記載を変更する。

委員 車での交通費の換算はどうしているのか。例で言うと距離あたりで費用を算出しているケースもある。

委員長 事務局には、出された意見を参考に見直しをしてもらいたい。

市民協働推進補助金の変更点については審議会として報告を受けたということ
でよろしいか。

全委員 (異議なし)

5 その他

事務局から現在日程の確定している審議会開催予定日に関する事務連絡。

6 閉 会